

令和5年度うなぎ稚魚漁業の許可申請について

1 申請者の条件

- ①県内に住所を有する個人又は法人
- ②操業区域の漁業権者の同意
- ③操業区域に隣接する内水面漁業の同意

※漁業協同組合が許可を受けようとする場合

- ・組合員の2/3以上の書面又は電磁的方法による同意
- ・定款の変更（うなぎ稚魚漁業を自営業として行うことを記載）※特別決議が必要
- ・うなぎ稚魚業に従事する者の1/3以上が組合員又は組合員と世帯を同じくする者

2 申請期間

(1) 10月6日～11月6日

- ・締切りは11月6日（郵送の場合は締め切り日に必着）
- ・期限を過ぎた場合は許可できない

(2) 提出先

①持参・郵送

〒780-0850 高知県高知市丸ノ内1丁目7番52号
高知県漁業管理課 あて
TEL：088-821-4608

②メール

040301@ken.pref.kochi.lg.jp（高知県漁業管理課のメールアドレス）
メールの題名：「(〇〇区域) うなぎ稚魚漁業許可の申請について（申請者名）」

(3) 申請書類の提出の留意点

- ・3の書類のほか、申請者の連絡先（連絡がとれる電話及びメール）を記載した書類を添付
- ・原則、提出書類は電子データでも併せて提出
- ・提出期間を過ぎてからの申請書の補正については、県が指定した期日内を厳守すること（期日を過ぎた場合は許可できない）

3 申請に必要な書類（□：必ず提出する書類、□▲：当てはまる場合に提出する書類）

漁業許可申請書

- ・申請する漁業従事者数を記載
（上限があるため、申請した数は決定された数でないので注意）

▲申請手数料（県証紙：2,900円）

- ・2級船（K02）を使用する場合のみ（複数使用する場合も手数料は2,900円）

集出荷体制に関する届出書（様式3）

- ・シラスウナギの集荷又は出荷する者を記載
※許可を受けようとする者が集出荷する場合も記載

集出荷者名簿（様式4）

- ・集出荷業務に携わる者を全て記載
※許可を受けようとする者が集出荷する場合も記載
- ・許可を受ける者が身分証明書を確認し、名前、住所、生年月日を記載

漁業従事者名簿（様式6）

- ・許可を受ける者が身分証明書を確認し、名前、住所、生年月日を記載
- ・漁業従事者が漁船を使用する場合には併せて記載
（※漁船登録の新規・変更の手続きは別途してください。）
（※漁船登録を新規で手続き中の場合は、漁船番号が分からないため、
名簿には漁船番号以外の分かる範囲を記入していただき、
漁船番号には申請中と記載してください）
- ・漁業従事者数には上限があるため申請した従事者が全員なれるとは限らない
そのため、優先順位が高い者を上の行から記載すること
- ・同一操業区域において複数の許可申請者の漁業従事者名簿に同一の者が記載されることがないように、注意（確認された場合には補正を求めますが、従わない場合には県でその者を削除します、県が削除した場合にその空枠は補充することを認めません）

うなぎ稚魚漁業の従事者標識届（様式7）

- ・腕章、旗等
- ・写真付きのものとする

誓約書（様式8）

- ・許可の制限措置、条件等の遵守、許可を受ける者が暴力団員等でないこと等の誓約

暴力団排除に関する誓約書（様式9）

- ・裏面もあるので注意
- ・漁業従事者と集出荷する者が暴力団員等でないことの誓約書

適格性の申立書

▲操業区域の漁業協同組合の同意書

- ・操業区域に漁業権がある場合には漁業権者の同意（内水面、海面漁協）
- ・同意書には、許可を受けようとする区域、漁業時期（○年○月○日から○年○月○日）を必ず記載（ひな形参照）

▲操業区域に隣接する内水面漁業協同組合の同意書

- ・操業区域が内水面のうなぎの第五種共同漁業権の区域に隣接している場合、その漁業権者の同意
- ・同意書の書き方は上記を参照

▲船舶使用承諾書

- ・漁業従事者名簿に記載した船舶の所有者でない者が申請する場合
使用者は“許可を受けようとする者”、所有者は“船舶の持ち主”
漁船登録時に漁船使用承諾書を提出している場合には省略可

▲漁協の推薦書

- ・漁業協同組合から推薦が得られた場合

申請者の証明書

- ・個人の場合は、本人確認書類（運転免許証等）
- ・法人の場合は、登記簿（所在地の記載があるもの）

3 報告の義務（※報告期日内の報告厳守）

- 許可を受けた者は「採捕量」、「集荷量」、「販売量」及び「現場巡回指導状況」を下記の表の期日内までに県に報告（様式1及び様式2）

漁業時期の期間（各月ごと）	報告期日
1日から同月15日まで	同月25日
16日から同月末日まで	翌月10日

- この報告は漁業法第176条に基づくもので、正しく報告しない場合は罰則あり（漁業法193条：6月以下の懲役又は30万円以下の罰金）
- 違反があった場合は次年度の許可すべき漁業者の数の公示数を当該者の分を減らす

4 漁業時期及び採捕量の上限（※違反した場合、特定水産動植物の採捕の禁止が適用）

(1) 漁業時期

- 1月1日～3月31日

(2) 採捕量の上限

- ①県内のうなぎ稚魚の採捕量の上限は内水面漁業の振興に関する法に規定するうなぎ養殖許可に基づく、県内の当該年11月1日時点におけるにほんうなぎ稚魚の池入割当量の合計と同数

令和5年度11月1日時点 600.3 kg（見込み）

- ②全国のうなぎ養殖業の池入れ数量の管理のために、国からのうなぎ稚魚の採捕停止の要請があったとき

国 21.7トン

(3) 採捕停止

- ①の上限に達すると知事が認めた又は②の要請があったとき、知事が指示した日以降は、うなぎ稚魚を採捕してはならない

5 漁業の条件（※違反した場合、特定水産動植物の採捕の禁止が適用）

- ア 漁業従事者名簿に記載された者しか、うなぎ稚魚を採捕でない
- イ 漁業従事者は漁業従事者証を携帯し、標識（腕章等）を着用すること
- ウ 漁業従事者証を他人に譲渡、貸与してはならない
- エ 6時30分～17時までは採捕禁止
- オ 漁業従事者一人につき、使用漁具は一式（集魚灯1個、すくい網1本）、他漁具の併用・使用は禁止。※予備については規制なし
- カ 魚類を誘導する副漁具（垣網その他類似漁具をいう。）を使用した採捕の禁止（第三者が設置したものを利用する場合も含む）
- キ すくい網の規模は、網口の周囲が3メートル以内、網の丈が1メートル以内
- ク すくい網をひいて、うなぎ稚魚を採捕してはならない（ひき網の禁止）
- ケ 船舶を使用する場合、漁業従事者名簿に従事者ごとに記載された使用船舶のみ使用可（その船舶には漁業従事者のみ乗船すること）
- コ 船舶を使用せず採捕する場合、遊泳し、又は浮き輪等の水中に浮かぶ道具を使用して水面を漂いながら、うなぎ稚魚を採捕してはならない（泳ぎながらの採捕を禁止）
- サ 県内の採捕上限に達すると知事が認めた又は国の要請によって、知事が指示した日以降はうなぎ稚魚を採捕してはならない